



## 在上海日本国総領事館からのお知らせ

### ●「在留届」提出のお願い

外国に住居又は居所を定めて3カ月以上滞在する方は、旅券法第16条により、その地を管轄する日本大使館、総領事館に在留届を速やかに提出するよう義務づけられています。これは、当地公安当局に申請する「居留許可」とは異なります。

緊急事態の際、日本国大使館、総領事館は在留届をもとに皆様の所在地や緊急連絡先を確認し援護活動を行います。

在留届は以下より電子申請できます。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

### ●総領事館緊急メールマガジン

総領事館ではメールマガジンを発行しています。このメールマガジンは、当館管轄地域にお住まいの日本人の皆様へ、当館より日ごろから様々なお知らせを発信したり、緊急事態には大切な情報をすばやく伝達したりすることを目的としたものです。

ご登録はこちらから。

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp>

→総領事館緊急メールマガジン

→仮登録のページへ

→「利用者情報新規登録」へお進み下さい。

### ●在上海日本国総領事館の連絡先

代表電話：(021) 5257-4766

※夜間・休日の緊急連絡事務所は内線「0」

査証（ビザ）専用回線：(021) 5257-4768

#### ■在上海日本国総領事館・広報文化センター

住 所：上海市万山路8号

郵便番号：200336

電話番号：(021) 5257-4766

(広：(021) 6219-5917)

FAX 番号：(021) 6278-8988

(広：(021) 6219-5957)

#### ■在上海日本国総領事館 別館 領事部門

住 所：上海市延安西路2299号

上海世貿大廈（上海マートタワー）13階

郵便番号：200336

電話番号：(021) 5257-4766

FAX 番号：(021) 6278-6088

#### ■ホームページ

(日本語)

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/>

(中国語)

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/cn/>



#### 事務局だより

本号特集の日中学生交流事業にアテンドとして約2週間参加した。学生へのアンケート結果では、大部分の日中の学生達に参加してよかったと満足してもらえたが、この事業の難しさを痛感した。仕事でもプライベートでも、想定外はつきものであるが、今回、58人の学生を6人でサポートするため、相当なケアが必要であった。ただ、普段話す機会がない日中大学生から、私自身ふ事も多かった。意外だったのは、学生たちはお酒が結構好きだということ（私の担当グループだけかもしれませんが）。交流事業では、禁酒を通していたが、学生から「コミュニケーション」が必要だと言われた時には驚いた。今回、朝から晩まで交流を深めた学生はもちろん、各々がこの事業を通して、互いに少しでも理解を深めてくれたのであれば嬉しい。最後になりますが、構想1年半、準備期間約1年にわたり活動を支えていただいた商工クラブの理事・役員の皆様、関係者の皆様に深くお礼申し上げます。（常松）